

船舶からの汚水排出規制へ - 国交省 -



The Knights

海洋汚染防止に向け、海上船舶からのふん尿など汚水の排出基準などを定める改正 MARPOL73 / 78 条約が9月27日発効されます。これを踏まえ、国土交通省は、国内法の海洋汚染防止法施行令等及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部改正することを決めました。

今回改正されるのは、航行する海域に応じて、排出規制の対象船舶や規制される汚水、排出海域及び排出方法を規定することです。

排出規制の対象船舶は国際航海に従事する船舶で

総トン数 400 トン以上の船舶及び最大搭載人員 16 人以上の船舶

総トン数 200 トン以上の船舶及び最大搭載人員 11 人以上の船舶

の 2 種に分けられます。

ふん尿などの排出防止設備については、MARPOL73 / 78 条約附属書、決議 MEPC88(44) 及び国際海事機関(IMO) が作成した基準を満たすため汚水処理プラントの「ふん尿等浄化装置」、粉碎及び消毒装置の「ふん尿等処理装置」、貯留タンクの「ふん尿等貯留タンク」及び「標準排出連結具」について技術上の基準を規定することとなります。また、ふん尿等排出設備を設置しなければならない船舶に必要な検査を規定します。

同省では、これらの排出規制対象船舶、規制される汚水、排出海域及び排出方法や技術上の基準、検査規定などについて国民の意見を集め、改正作業を進めます。意見は来月 4 日まで受け付け、改正条約が発効される 9 月 27 日に施行されます。

資料：2003 年 7 月 23 日付 環境新聞 P8

分離分析課 伊藤 博

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

